

いちごデイセンター福井 料金表

令和元年10月現在

(1) 障害福祉サービス利用分

※福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10、18円を乗じた金額の1割が自己負担となります。

【共生型生活介護サービス】

共生型生活介護サービス費（Ⅰ）（単位・単位数、1回利用につき）

	共生型生活介護サービス費（Ⅰ）
サービス利用単位	698

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

- サービス管理責任者配置等加算 58単位（1日あたり）
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位（1日あたり）
従業者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が35%以上の場合に算定します。
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） 11単位（1日あたり）
（Ⅱ） 22単位（1日あたり）
（Ⅰ）看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合に算定します。（Ⅱ）看護職員が常勤換算で2人以上配置かつ特定の状態の利用者を1名以上受け入れている場合に算定します。
- 初期加算 30単位（1日あたり）
利用開始日から起算して30日以内の期間について算定します。
- 訪問支援特別加算 187単位（1時間未満の場合）
（月2回を限度） 280単位（1時間以上の場合）
継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定します。
- 欠席時対応加算 94単位（1回あたり・月4回まで）
利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定します。
- リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位（1日あたり）
（Ⅱ） 20単位（1日あたり）
（Ⅰ）四肢麻痺その他これに類する状態にある利用者に対しリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に算定します。
（Ⅱ）加算（Ⅰ）に該当しない利用者に対し算定します。
- 利用者負担上限額管理加算 150単位（1回あたり・月1回まで）
事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。
- 食事提供体制加算 30単位（1日あたり）
当事業所にて食事の提供のための体制を整えており、利用者が当該加算の該当である場合に算定

します。該当の有無は利用者に応じて異なりますので、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

- 送迎加算（Ⅰ） 21単位（片道につき）
（※）一定の条件を満たす場合 +28単位
- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記ご利用単位数合計の4.2%に相当する単位数/月
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 従来の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を除く上記ご利用単位数合計の1.4%に相当する単位数/月

（2）その他の費用

- 食費 500円（1日あたり、食事提供体制加算対象外の場合）
- 食材料費 200円（1日あたり、食事提供体制加算対象の場合）
利用者の希望に応じて上記料金にて食事を提供します。食事提供体制加算の対象の有無によって料金が異なります。
- おむつ代 12円～109円（料金は使用する形態によって異なります）
おむつが必要な方は、原則として利用時に必要分を持参していただきますが、やむを得ない場合や希望される方は、事業所で用意した紙おむつを上記料金にてご利用いただけます。
- 日用品費・創作的活動に係る材料・費用等は自費負担となります。